

飛驒市ごはんソムリエ養成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で生産される主食用米が、国内でも特に良質な米であることの意識啓発、認知度及びイメージの向上を図るため、ご飯に関する幅広い知識を有する者を養成し、市内外への情報発信及び地産地消の推進による地域振興を図ることを目的に、公益財団法人日本炊飯協会（以下「炊飯協会」という。）が認定するごはんソムリエの資格を取得しようとする者に対し飛驒市ごはんソムリエ養成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、飛驒市補助金交付規則（平成16年飛驒市規則第43号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごはんソムリエ 炊飯の科学や技術、ご飯の栄養及び衛生管理に関する知識を有し、美味しいご飯を評価するための正しい官能検査の方法を習得し、炊飯協会の認定登録を受けた者をいう。
- (2) 資格 炊飯協会がごはんソムリエとして認定登録したことを証明する「ごはんソムリエ認定証」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、飛驒市内に住所を有する者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 炊飯協会が定めるごはんソムリエ認定試験（以下「試験」という。）を受験し、資格を取得しようとする者
- (2) 資格取得後、市が主催する飛驒市産米のPRに関する事業に積極的に協力する意思のある者
- (3) 資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- (4) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 試験の受験料
- (2) ごはんソムリエ認定登録料
(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、3万2,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、試験の受験前に飛驒市ごはんソムリエ養成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 試験を受験する意思の確認ができる書類
- (2) 補助対象経費が分かる書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの
(補助金交付決定及び却下)

第7条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、飛驒市ごはんソムリエ養成事業補助金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 申請者は、試験の結果が通知されたとき、又は資格を取得したときは、速やかに飛驒市ごはんソムリエ養成事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 試験の結果が分かる書類の写し
- (3) 試験に合格した場合、ごはんソムリエ認証状の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの
(交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、規則第9条に規定するもののほか、交付申請内容に誤りが発覚した場合又はこの告示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、積極的に飛驒市産米のPR及び市が実施する飛驒市産米に関する施策に協力しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。